

「第4次守山市男女共同参画計画」における施策事業の取組状況等調査票

資料-2

No.	基本課題	施策の方向	施策名	施策の内容	令和3年度の成果と課題	令和4年度の取組(事業内容・実施時期・数値目標等)	担当課/者
男-1	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	審議会等への女性の参画の促進と地域の人材の発掘	各審議会等への女性の積極的な登用	・各審議会等において、女性の積極的な登用を進めます。 ・審議会委員の充て職について「所長・会長・代表」等に限定せず、団体等から幅広い年齢や性別の人材を登用します。	〈成果〉 ・令和3年度末における登用率は35.0%であり、前年度数値を0.3ポイント下回った。また、目標値の40%以上を達成している審議会等の割合は41.9%であった。 〈課題〉 ・女性委員のいない審議会が依然として存在する。	〈具体的な取組〉 ・各種団体等から委員の推薦を受ける場合に、可能な限り女性の推薦を得られるよう働きかけを行うなど、委員選任時に女性の登用促進を行う。 ・審議会委員の充て職について「所長・会長・代表」等に限定せず、団体等から幅広い年齢や性別の人材が登用されるよう、審議会を所管する各担当課に働きかける。 ・固定的な男女の役割分担意識の解消に向けた啓発・広報などにより、社会のあらゆる分野で、女性が指導的地位に就くことができる環境の整備を図る。	人権政策課(全課)/
男-2			女性の人材発掘と市政への参画促進	・地域で活躍する女性の情報を収集し、女性人材バンクの充実に努めます。 ・女性人材バンクを活用し、市政への積極的な参画を促進します。 ・女性人材バンクの活用状況を定期的に調査します。	〈成果〉 現在女性人材バンクの登録者数は51人。うち、10人が委員として活躍されている。 〈課題〉 現登録者への継続意向確認が出来ていない。特に、20～40代の登録者が少ない。	〈具体的な取組〉 ・市広報やHP、研修会等の機会を活用して積極的に広報や周知を行う。 ・各審議会の公募委員に対して、人材バンクの登録を勧める。 また、地域で活躍されている女性(PTA役員等)の情報収集に努め、登録者の推進を図る。 ・現登録者への意向確認を行う。	人権政策課
男-3		企業・学校・団体等における男女共同参画に関する取組支援	職場での管理職や団体等の役員への女性の登用	・行政における管理職の登用については、性別を問わず職員の能力や実績など管理職の資質を総合的に判断する中で、進めます。	〈成果〉 男女共同参画社会の構築に向け、男女を問わず職員の経験や能力が施策に十分に反映できるよう、職員の実績等により政策形成や方針決定に携わるポストへ配属をした。 〈課題〉 出産・育児に係わり、職場を長期休暇(業)することに伴う、キャリア形成支援が必要である。	〈具体的な取組〉 研修等を通して意識改革を図るとともに円滑にキャリア形成が行えるよう支援を行う中で職員を育成し、女性の管理職の登用を推進する。また、男女を問わず働きやすい職場環境の整備に取り組む。 【目標値】 課長級以上の管理職に占める女性職員の割合30%以上を維持する。	人事課
男-4				・職場において女性の管理職が登用され方針決定の場に参画できるよう企業等への啓発に努めます。	〔成果〕 企業内人権教育推進協議会の研修会を通じて、企業に対する啓発を実施した。 また、企業訪問時に女性管理職の登用状況や登用に向けた取組状況に関するアンケートを実施し、実態把握を行った。 アンケート対象企業:128社 アンケート回答社数:104社 〔課題〕 女性管理職登用の実態としては、管理職の男女比率が男女同等または女性のほうが多いと回答された企業・事業所が回答社の約25%であるが、管理職の男女比率目標を設定していない企業・事業所が約70%と大半であり、目標を設定し、能力に応じ計画的に登用されるよう、啓発を行う必要がある。	〈具体的な取組〉 職員による企業訪問や企業内人権教育推進協議会の研修会等を通じて、企業に対する啓発を継続して実施する。 また、企業訪問等を通じ、女性管理職の登用状況や登用に向けた取組状況、登用に際しての課題などを聴き取り、実態・課題の把握を行う。	商工観光課
男-6・7		地域活動における男女共同参画の促進	地域活動の役員への女性の登用	・自治会等の地域活動の役員への女性の積極的な登用を依頼します。	〈成果〉 計画の中で、女性の代表者または副代表者のいる自治会の割合17%を令和3年度の目標値と設定していたが、実績は22.5%と目標値を上回った。 〈課題〉 自治会においては役員選出自体に苦慮されている。その中で女性の登用をお願いしている状況であるが、年度により女性の役員選出数にばらつきがある。	〈具体的な取組〉 引き続き、自治会に対し、役員選出される際の女性の積極的な登用を依頼していく。(令和4年度の女性の代表者または副代表者のいる自治会の割合は、21.1%であった。)	市民協働課
男-9		女性リーダーの育成	男性への意識改革	・女性がリーダーとして会議や活動に参加できるよう、男性が家事・育児・介護を担うための意識改革の啓発に努めます。	〈成果〉子育て世代の男性を対象にした親子参加イベント(マジックショーと親子あそびの紹介)を実施し、男性の家事・育児参画の重要性について啓発を行った。 参加者:親子53組167人(Zoom!によるオンライン講座) 〈課題〉家事・育児・介護に関心の少ない方に対して啓発を行う必要がある。	〈具体的な取組〉 男性の家事・育児・介護等の重要性について啓発する講演会を、多くの男性に参加いただけるよう親子イベント等工夫する中で、開催する。	人権政策課

「第4次守山市男女共同参画計画」における施策事業の取組状況等調査票

資料-2

No.	基本課題	施策の方向	施策名	施 策 の 内 容	令和3年度の成果と課題	令和4年度の取組(事業内容・実施時期・数値目標等)	担当課/者
男-10	ワーク・ライフ・バランスの推進	働き方の見直しに向けた啓発	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発	・ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発と、働き方の見直しや固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発を行います。	〈成果〉11月の「仕事と生活の調和推進月間」において、一人ひとりがライフスタイルや職場環境を見直すことにつながる広報・啓発活動を市広報およびホームページを通じて行った。 〈課題〉「夫は外で働き、妻は家庭を守る」といった固定的な性別役割分担意識が根強く残っている。	〈具体的な取組〉11月「仕事と生活の調和推進月間」において、集中して広報および啓発を行う。 また、地域研修会等で、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発ができるよう、各学区の研修内容を共に検討する。	人権政策課
男-12		家庭生活への男女共同参画の促進	家事・育児・介護等を男女がともに担う意識の醸成と学習機会の提供	・男女がともに担う意識が浸透するよう、男性の家事・育児・介護等への参画促進に努めます。 ・家事・育児・介護等の技術や方法を学講習会や研修会等を開催します。	〈成果〉 【家族介護者教室】 男女がともに介護者として家庭生活・家族介護に参画できるよう、介護の知識や技術の習得、介護者同士の情報交換の場として、圏域地域包括支援センターで家族介護者教室を開催し、家族介護者の心身の介護負担が軽減できるように努めた。 南部 延べ48人(全5回) 中部 延べ22人(全2回) 北部 延べ78人(全5回) 【イケオジケアメンプロジェクト】 イケオジケアメンプロジェクトでは、男性高齢者を対象に男性の社会参加を促進や地域包括支援センターとの関係作りを行う事業を開始した。 1回 参加者数14人 〈課題〉 介護者への支援強化として男性介護者への家族介護教室への参加勧奨に努める必要がある。	〈具体的な取組〉 男女がともに介護者として家庭生活・家族介護に参画できるよう、介護の知識や技術の習得、介護者同士の情報交換の場として、家族介護者教室を継続して開催する。窓口対応や訪問などでも周知し、家族介護者の参加を促していく。特に介護で孤立する可能性のある男性介護者が集まれる場を創設を検討する。	地域包括支援センター
男-13				・男女がともに担う意識が浸透するよう、男性の家事・育児・介護等への参画促進に努めます。 ・家事・育児・介護等の技術や方法を学講習会や研修会等を開催します。	〈成果〉 母子健康手帳交付時等に実施するネウボラ面接において父子手帳を配布し、妊娠をきっかけとした男性の家事・育児参画を促した。 父子手帳配布数 872部 〈課題〉 ネウボラ面接に父親が同席している場合は、父子手帳を活用しながら直接父親に対して家事・育児参画への啓発を行えるが、父親が同席していない場合は、母親を通じて父子手帳による啓発を行うことしかできない。	〈具体的な取組〉・引き続き、父子手帳の配布を行いながら、啓発を行う。 ・妊娠期に実施するマタニティサロンを、父親が参加しやすいと考えられる土日にも実施し、産後の育児参加などについて啓発する。	すこやか生活課
男-15		男女がともに参加しやすい地域の環境づくり	地域のリーダーの育成	・まちづくり推進員への、女性の積極的な登用を依頼します。 ・研修会を開催し、まちづくりのリーダーの育成と資質の向上に努めます。 ・個々の状況を認め合い、男性も女性もともい助け合い協力しながら地域活動を行うという視点で、意識啓発を行います。	〈成果〉 まちづくり推進員について、積極的な女性の登用を依頼した。 近年(R2およびR3年度)の推進員の女性比率はともに22%であった。 〈課題〉 まちづくり推進員の女性比率はここ数年20%台で推移し、未だ低い状態が続いている。	〈具体的な取組〉 今後も、まちづくり推進員について積極的な女性の登用を依頼していきます。	社会教育・文化振興課
男-19		市民活動や市民活動団体への女性の参画の促進	女性の活躍の場の拡大	・市民活動に関する情報の提供と相談機能の充実に努め、女性の参画を促進します。 ・市民活動において、特定の性や年齢に偏らず、多様な人々が参画できるよう啓発に努めます。	〈成果〉 市民活動手引書(もり・まっち)(R3:500部)および別冊「市民活動団体マッチングリスト」(R3:100部)を作成し、市民に最新の市民活動に関する情報の提供に努めた(登録団体数59団体) 〈課題〉 市民活動団体を担う人材が高齢になる中、生活拠点を市外や県外に置く若い世代が地域で活躍できるよう、市民活動に関する情報の提供方法や参画方法を考える必要がある。	〈具体的な取組〉 ・【R4.8】最新の市民活動に関する情報を気軽に入手してもらうように取り組む。また、若年層やこれまで市民参画に関心が薄かった層の市民にも「もり・まっち」および別冊「市民活動団体マッチングリスト」を手にとって貰えるよう、配布・啓発を検討する。(1,000部配布予定) ・【R4.5～R5.3】チャレンジ応援事業を新設した市民提案型まちづくり支援事業の助成金を活用し、新たな市民公益活動団体の立ち上げ支援をはじめ、公共の担い手の創出に取り組む。 ・【R5.2】若年層(18～39歳)30名程度に参加を依頼し、まちづくりに関するテーマに沿った話し合いの場を設ける。	市民協働課

「第4次守山市男女共同参画計画」における施策事業の取組状況等調査票

資料-2

No.	基本課題	施策の方向	施策名	施策の内容	令和3年度の成果と課題	令和4年度の取組(事業内容・実施時期・数値目標等)	担当課/者
男-21	ワーク・ライフ・バランスの推進	市民活動や市民活動団体への女性の参画の促進	人材の育成とネットワークづくりの支援	・要請講座等の開催により、市民活動の担い手の育成に努めます。 ・市民活動の発表の場や交流の場を提供し、女性の団体やグループの活動やネットワークづくりを支援します。	〈成果〉 市民参加と協働のまちづくりフォーラムにおいて、目標に向かって活動することの大切さなどについての基調講演およびwithコロナの時代における地域活動をテーマに事例報告を実施した。(参加者:34名) 〈課題〉 新型コロナウイルス感染拡大の影響で、市民交流センターを拠点とした市民活動団体交流会の開催や市民懇談会をはじめとした市民参画手法の実施が困難だったため、感染対策を行いながら実施できる方法を模索する必要がある。	〈具体的な取組〉 ・【R4.7】無作為抽出による市民懇談会の実施により、年齢や性別関係なく話し合いによるまちづくりの参画を促す。 ・【R4.10】市民懇談会などの会議を仕切るファシリテーター養成講座において、オンラインを活用した市民懇談会の手法を検討する。 ・【R4.11】守山市民交流センターを拠点とした市民活動フェスタを開催し、女性の団体やグループの活動やネットワークづくりとなる交流イベントを開催する。 ・【R5.2】守山学区において「わがまちミーティング」を開催し、年齢や性別関係なく、新たなまちづくりの担い手づくりにつなげる。	市民協働課
男-22		男女の均等な雇用機会と待遇の確保	職場での女性人材の育成と管理職への女性の登用	・男女における職場・職域の固定観念の払拭に向けた啓発に努めます。 ・方針決定の場に女性が参画できるよう市職員の管理職への女性の登用に努めます。	〈成果〉 人事異動において女性職員の積極的な登用と多様な職場への配置を行っている。R4.4現在、課長級以上の管理職に占める女性職員の割合は30.6%となった。 〈課題〉 出産・育児等に係わり、職場を長期休暇(業)することに伴う、キャリア形成支援が必要である。また、男性職員について育児に伴う休暇・休業の取得を推進する必要がある。	〈具体的な取組〉 出産・育児等に係わって長期休暇(業)することを見据え、順調にキャリア形成が行っていきけるようジョブローテーションするなかで多様な職場への配置に取り組む。 職員が安心して育児休暇(業)を取得できる、育児休暇(業)から復帰できる職場環境および職員体制の整備に取り組む。 【目標値】 課長級以上の管理職に占める女性職員の割合30%以上を維持する。	人事課
男-30			労働時間短縮等への啓発	・事業主に対し、時間外労働の改善や年次有給休暇の取得促進の啓発に努めます。	〔成果〕 企業内人権教育推進協議会の研修会を通じて、企業に対する啓発を実施した。 〔課題〕 新型コロナウイルス感染症の影響により、リモートワーク化が急速に進展し、働き方の多様化が進んだ一方で、非正規で働く割合が高い女性にとって、解雇や雇止めなど大きな打撃を受けている状況がある。	〈具体的な取組〉 職員による企業訪問や企業内人権教育推進協議会の研修会等を通じて、企業に対してワーク・ライフ・バランス推進に関する啓発を継続して実施する。	商工観光課
男-31	働く場での女性の活躍推進	仕事と家庭生活等を両立するための事業主への働きかけ	育児・介護休業制度の普及と取得促進	事業主に対する、従業員の育児・介護休業の取得促進の啓発に努めます。	〈成果〉 企業内人権教育推進協議会の研修会において、人権政策課と連携し市内企業の担当者に啓発を実施した。 また、企業訪問時に、働きやすい職場環境であるかに関するアンケートを実施し、実態把握を行った。 アンケート対象企業:128社 アンケート回答社数:104社 〈課題〉 令和4年4月から「(改正)育児・介護休業法」が施行されることに伴い、産後パパ育休制度の創設や雇用環境整備、個別周知・意向確認の措置等が3段階で義務化されるため、企業に対する制度の周知・啓発を行う必要がある。	〈具体的な取組〉 職員による企業訪問や企業内人権教育推進協議会の研修会等を通じて、「(改正)育児・介護休業法」に関する制度について企業に対する周知・啓発を実施するとともに、アンケート等により実態把握に努める。	商工観光課
男-32		女性の就業・再就業への支援・相談体制の充実	女性の起業や再就職への支援	・女性の起業や再就業を支援する学習会の開催や情報提供を行います。 ・女性の起業や就業に対する、家族や周囲の理解や協力について啓発を行います。 ・フリーランスや個人事業主の女性に対し、情報提供や研修会を行います。	〈成果〉 ・女性の再就職支援セミナーの開催(12/29.19)3回連続講座をZoomによるオンライン講座として実施、参加者27名。 子育てママが仕事に戻る準備、社会保険制度について、家庭と仕事の両立等について、キャリアカウンセラーによる講演およびディスカッションを実施。家で育児をしながら参加でき、好評であった。 ・守山商工会議所や滋賀県立男女共同参画センターが実施する起業支援セミナー等の開催情報をチラシの配布やHP等により提供を行った。	〈具体的な取組〉 ・女性の再就職セミナーの開催 起業や在宅ワークなどを含め多様な働き方から自分にあった働き方を選択し、キャリアプランを描いていく方法や、ワーク・ライフ・バランスを実現しながら働き続けるための両立のポイントや心がまえ等についての講座内容とする。 昨年度、県内で起業を目指す女性を支援する「女性の起業応援センター」が開設され、女性の起業支援(コワーキングスペースや専門家による面談、セミナーの開催等)が充実したため、周知を行い、活用を促す。	人権政策課

「第4次守山市男女共同参画計画」における施策事業の取組状況等調査票

資料-2

No.	基本課題	施策の方向	施策名	施策の内容	令和3年度の成果と課題	令和4年度の取組(事業内容・実施時期・数値目標等)	担当課/者
男-33	働く場での女性の活躍推進	女性の就業・再就業への支援・相談体制の充実	女性の起業や再就職への支援	・女性の起業や再就業を支援する学習会の開催や情報提供を行います。 ・女性の起業や就業に対する、家族や周囲の理解や協力について啓発を行います。 ・フリーランスや個人事業主の女性に対し、情報提供や研修会を行います。	〈成果〉 商工会議所と連携し、女性を含めた起業を検討される方を支援する研修会を開催した。また、県制度融資(開業資金)利用者の費用負担軽減のための保証料助成を行った。 ・もりやま創業支援セミナー 2回(参加者のべ116名) テーマ:「私の未来計画」「私の起業デザイン」 ・もりやま創業塾 6回(参加者のべ147名) ・しごとをはじめ信用保証料助成	〈具体的な取組〉 商工会議所委託事業において、引き続き女性を含む創業・起業支援を展開する。 また、県制度融資(開業資金)利用者の費用負担低減のための保証料助成についても引き続き実施する。	商工観光課
男-34			職業相談体制の充実と職業紹介の実施	・就労関係機関と連携し、就労安定推進員による就労相談を実施します。	〈成果〉 就労安定推進員による就労相談を年間を通じて実施した。 就労相談者数 のべ450名(うち新規相談者34名) また、ジョブプラザ守山に新たに就労安定推進員を配置し、就労相談窓口を設けた。 〈課題〉 複合的な要因を抱える相談者が多く、就労につながるまで長期にわたり、様々な対策が必要である。 ジョブプラザ守山での就労安定推進員による就労相談については、就労相談ワンストップ窓口を目指して周知にも努めたものの、相談実績が少なかった。	〈具体的な取組〉 今年度より策定した「第4次守山市就労支援計画」に基づき、草津公共職業安定所等との連携を図るなか、女性を含む就職困難者への就労相談を継続して実施する。 就労安定推進員、商工労政推進員を中心に、就労関係機関や関係課との連携をより一層とりながら、相談者に寄り添った重層的支援を行うとともに、商工業活性化推進員、商工労政推進員による就労先の開拓を拡充する。	商工観光課
男-36		育児・介護等を支援する環境の整備	待機児童の解消	・保育園等を計画的に整備します。	〈成果〉 待機児童の解消に資するため、保育の受け皿として令和4年4月開所の中規模保育園(60名定員)を整備した。 〈課題〉 ・保育の受け皿は一定整備を進めたが、保育ニーズは幼児教育・保育の無償化等を受け、依然高い状況が続いている。今後も保育ニーズを慎重に見極めつつ、適切に保育を提供できるよう努めていく必要がある。また、保育士の確保については厳しい状況が続いており、リカレント教育等の保育士確保策を推し進める必要がある。	〈具体的な取組〉 保育園等については、子ども・子育て会議を開催し、適切な保育の量等について検討をしていく。児童クラブについては、令和5年度開所を目指し、玉津学区に40名規模のクラブを新設する。その他の学区についても、ニーズを慎重に見極めながら受け皿の検討をしていく。また、引き続き保育士のリカレント教育や子育て支援員等を養成するため、人材育成を推進する。	こども政策課
男-37			子育て支援の充実	・一時預かり保育事業の充実を図ります。 ・子育て支援制度の普及・啓発に努めます。 ・子育てに関する相談体制の充実と相談窓口の周知を図ります。	〈成果〉 ・子育て支援制度をまとめた「子育て応援ハンドブック」を作成、配布した(1,800部)。 ・携帯用HP、アプリを提供し、市内の子育てイベント情報、子育て情報を発信した。 〈課題〉 ・保護者等に必要な子育て情報が届くよう、様々な機会(健診等)を通じて積極的に情報発信する必要がある。 ・従来の子育て情報に加えて、新型コロナウイルス感染予防といった子育て中の心配事についても情報提供し、より丁寧な子育て支援を進める必要がある。	〈具体的な取組〉 ・引き続き「子育て応援ハンドブック」を作成、配布する(2,500部に増刷予定)。 ・携帯用アプリで配信する子育て情報を整理するとともに、図書館の紹介やほほえみセンターでのイベント情報等も定期配信の中に加え、計画的に情報配信を行う。	こども政策課
男-41		男性の家事・育児・介護等への参画促進	男性の参画への意識づくり	・家事や育児等に男性も参画することの重要性について、啓発します。	〈成果〉男性の家事・育児参画の重要性について啓発することを目的に子育て世代の男性を対象に、親子参加のイベントをZoomオンラインで実施(53組167人参加) 〔課題〕家事・育児・介護に関心の少ない方に対して啓発を行う必要がある。	〈具体的な取組〉 ・子育ての面白さやコツ、家事・育児に参画する重要性についての講演会を親子参加イベントとして実施。 R4年度は、会場開催とし、講演会だけでなく父親間の交流ができる要素を取り入れる。	人権政策課

「第4次守山市男女共同参画計画」における施策事業の取組状況等調査票

資料-2

No.	基本課題	施策の方向	施策名	施 策 の 内 容	令和3年度の成果と課題	令和4年度の取組(事業内容・実施時期・数値目標等)	担当課/者
男-48	男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	男女共同参画に向けた広報・啓発活動の推進	理解と認識を深めるための啓発	・市広報やホームページ、啓発リーフレット等を活用し、啓発を行います。 ・「男女共同参画週間」(6/23～6/29)を中心に街頭啓発等を実施し、広く市民に男女共同参画意識が浸透するよう努めます。	〈成果〉 男女共同参画週間に、広報、ホームページへの掲載、有線放送、のぼり旗の設置により啓発を行った。また、「ふれあいもりやま展」において、男女共同参画に関する作品を募集し、展示を行った。	〈具体的な取組〉 男女共同参画週間における広報、ホームページ掲載、のぼり旗の設置のほか、ふれあいもりやま展において作品募集を行う。	人権政策課
男-49		市職員に対する意識改革の啓発	職員研修の実施	・市職員が率先して男女共同参画社会づくりを担えるよう、計画的に職員研修を実施します。	〈成果〉 ・「全ての職員が働きやすく働きがいのある職場環境の実現」を目指してワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んだ。(管理職の人事評価の業務目標に設定することで職員の意識改革を図っている。) 〈課題〉 市職員がワーク・ライフ・バランスの実践や育児休暇(業)が取得できるよう、また職場復帰への不安が軽減できるよう、働き方改革等による職場環境の改善が必要である。	〈具体的な取組〉 働き方改革について実態を把握する中、庁内で具体的な実践を進めるとともに、職員研修を実施し、市職員自身の実践を含めて男女共同参画の意識向上と浸透を図る。 ・各職場に配置した人権施策推進員を中心に男女共同参画の研修を実施 ・市職員の研修としてもりやま・男女のきずな輝きフォーラムを活用 【目標値】 ワークライフバランスを実践するために、庁内の業務量の平準化、特定の職員に業務が偏らないように人員配置を行うことで、職員一人当たりの月平均超過勤務時間数月20時間以内を目指す。	人事課
男-51		家庭における男女平等教育の推進	個性と能力を育てる家庭教育の促進	・子育て講座や各園の保護者研修会等を通じて、性別固定観念にとらわれず、一人ひとりの個性と能力を伸ばす家庭教育の重要性について啓発します。	〈成果〉 児童センターでの親子活動等を通して、父親母親を問わず親としての意識向上を図り、家庭における協働の子育てを推進した。また、児童等を対象に、もりの子会(キッズワールドを含む)を開催し、子どもたちに対して性別にとらわれない自己実現に向けた意識づくりを行った。 平成3年度実績 親子活動計101回(計3,691人参加) もりの子会(キッズワールドを含む)5回(計76人参加) 子育て講座4回(計76人参加) 〔課題〕 若い世代、特に子育て世代への啓発を引き続き進めて、家事・育児の男女共同参画を推進していく必要がある。	〈具体的な取組〉 引き続き、親子活動、もりの子会、子育て講座(年6回)を通じて、「男の子、女の子はこうあるべき」という親の固定的な観念を解消して、子どもが性別にかかわらず個性と能力の伸長が図られるよう啓発する。	地域総合センター
男-53		学校・園における男女平等教育の推進	男女平等・男女共同参画教育の推進	・園児や児童・生徒の発達段階に応じて、男女平等・男女共同参画・女性活躍の推進の意識と実践力の向上に努めます。	〈成果〉 個を大切にした保育、教育に努めているため、男女に関係なく互いに尊重し合っている姿が見られている。また、家庭内においても、育児は男女平等である意識が高まりつつある。 〈課題〉 各家庭により意識に違いがある。各園の実態に合わせた研修会等を企画しているが、参加率が低い。	〈具体的な取組〉 各園の実態に合わせて参加しやすい日程での研修会等を企画し、参加率の向上につながる工夫をする。	保育幼稚園課
男-54				・園児や児童・生徒の発達段階に応じて、男女平等・男女共同参画・女性活躍の推進の意識と実践力の向上に努めます。	〈成果〉さまざまな単元で学習を行い、滋賀県から配付された男女共同参画教材を活用した。 〈課題〉発達段階に応じた学習計画で進めていくことが必要である。	〈具体的な取組〉発達段階に応じ、道徳、学級活動、家庭科、総合な学習の時間などの教育活動の中でさまざまな視点から学習を進めていく。	学校教育課
男-55			多様な選択を可能にする進路指導の実施	・性別による固定観念にとらわれず、児童・生徒が主体的に進路選択ができるよう、適切な進路指導を行います。	〈成果〉キャリア教育を通して、性別による固定概念にとらわれず進路選択をすることの大切さ、自分の進路について考えることの大切さについて学習できた。 〈課題〉発達段階に応じ、個々に応じた進路指導を実施していくことが必要である。	〈具体的な取組〉性別による固定概念にとらわれることなく、一人ひとりを大切にし、自分らしく生きていくことができる進路指導を目指し、丁寧な関わりを継続していく。	学校教育課
男-57			保育士・教職員の研修の実施	・男女共同参画・女性活躍の推進への意識改革を進めるため、職員研修を実施します。	〈成果〉各校園での教職員研修のテーマとして、男女共同参画への意識を高めた。 〈課題〉感染症拡大により集合して研修が難しく、全体への共有が課題。また新たな人権課題などを研修テーマに取り上げることが多くなっており、男女共同参画という視点からではないこともある。	〈具体的な取組〉各校園での研修会のテーマとして取り上げるなどして、教職員全体の意識高揚につとめる。	学校教育課

「第4次守山市男女共同参画計画」における施策事業の取組状況等調査票

資料-2

No.	基本課題	施策の方向	施策名	施策の内容	令和3年度の成果と課題	令和4年度の取組(事業内容・実施時期・数値目標等)	担当課/者
男-59	男女共同参画を推進する教育・学習	男女共同参画に関する生涯学習の推進	学習機会の提供	・研修会や講演会、人権学習会を通じて、性別による固定観念にとらわれず、だれもが自分らしく暮らせるよう、男女が協力しあうことの重要性について啓発します。 ・男性や若年層の研修会等への参加が進むよう、テーマや周知方法について工夫します。	〈成果〉 市民向けに人権講座、小中学生対象に自主活動学級を開催して人権意識を高めるとともに、性別にとらわれず、自らの意思に基づいて自己実現を図ることについての大切さを啓発した。 令和3年度実績 人権講座計13回(延355人参加) 自主活動学級 小学生11回(延385人)、中学生12回(延135人)	〔具体的な取組〕 人権講座(年14回)および小中学生自主活動学級を継続して開講し、人権に対する正しい認識を深める中、性別による固定的役割観念の解消をはじめ男女平等・男女共同参画についての意識を高めていく。	地域総合センター
男-64・65	男女間のあらゆる暴力の根絶	男女間の暴力を許さない社会意識と環境づくり	女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発	・「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11/12～11/25)等において、市広報やホームページ、啓発リーフレット等により、DVをはじめとするあらゆる暴力を容認しない社会意識の醸成に向けた啓発を行います。	〈成果〉 広報もりやま(令和3年11月1日号)に児童虐待防止推進月間とともに、「女性に対する暴力をなくす運動」に関する記事を掲載し、啓発に努めた。 ホームページでの周知、啓発リーフレットの配布等を行った。 〈課題〉 民生委員・児童委員等の地域の支援者や市民等幅広く継続した周知が必要である	〈具体的な取組〉 ・広報もりやま(令和4年11月1日号)に「女性に対する暴力をなくす運動」に関する記事を掲載し、啓発に努める。 ・パンフレット等の啓発資材を活用して、DV等にかかる相談先の周知を図る。 ・民生委員・児童委員等の地域の支援者や市民等幅広く継続した周知に努める。	人権政策課
男-66			早期発見、予防に向けた取組の推進	・被害者の発見、通報に関して医療機関・福祉関係団体・学校・警察など関係機関との連携を図ります。	〈成果〉 母子・父子自立支援員がDV相談等、相談者に寄り添う中、相談対応し、庁内関係部署や警察、中央子ども家庭相談センター等の関係機関と連携し、緊急性が高いケースについては一時保護等の対応を行った。 R3 DV相談件数:127件(延べ) 実相談者数17人 〈課題〉 DV被害は、潜在化しているものもあり、早期発見が困難な場合があるため、継続的な相談先の周知や啓発が必要。	〈具体的な取組〉 ・引き続き、母子・父子自立支援員がDV相談等、相談者に寄り添った対応、庁内関係部署や警察、中央子ども家庭相談センター等の関係機関と連携し、支援を行う。 ・広報やHP、パンフレット等でDV等に関する啓発、相談先の周知を行う。	こども家庭相談課
男-72		ドメスティックバイオレンス(DV)対策の推進と被害者支援	学習機会の提供	・DV防止に向けた研修会等を開催し、広く市民にDVについての認識を深めてもらうことにより、DVの根絶を目指します。 ・学校において、DVおよびデートDVに関する教育を行い、DVおよびデートDVの防止に努めます。	〈成果〉・デートDV防止講演会の開催 Zoomオンライン研修「デートDVから子どもを守る ～加害者も被害者も作らないために～」 令和3年11月17日(水)14:00～15:50 参加者 オンライン19人、オンライン会場13人 DVの中でも、特に若年層世代のカップルで起きているデートDVについて、子どもが被害者にも加害者にもなることなく、お互いによりよいパートナーシップを育むために大人が知っておくことについての講演を開催した。	〈具体的な取組〉 ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間において、HP掲載、有線放送、庁内コミュニケーション等により周知啓発を行う。 ・各種人権学習や地域研修会などにおいて、DV防止をテーマとして取り上げ、市民に認識を深めてもらう機会を増やす。	人権政策課
男-73			学習機会の提供	・DV防止に向けた研修会等を開催し、広く市民にDVについての認識を深めてもらうことにより、DVの根絶を目指します。 ・学校において、DVおよびデートDVに関する教育を行い、DVおよびデートDVの防止に努めます。	〈成果〉自他を大切する人権教育を推進する中で、学校生活の様々な場面でデートDVに限らず暴力や暴言はどんな理由があっても許されないことを指導した。 〈課題〉相手を尊重し思いやりの心を育み、児童生徒の主体的な取組を推進する。児童生徒の発達段階に応じたDV防止教育を学校において実施していく。	〈具体的な取組〉暴力や暴言によって物事は解決せず、どんな理由があっても許されないことを指導するとともに、発達段階に応じた性教育等の充実を図る。	学校教育課
男-75			相談体制の充実	・DVの相談や通報に対して、迅速かつ慎重に対応するとともに、適切な情報管理を行います。 ・被害者への支援が的確に行えるよう、関係課や県の配偶者暴力支援センターと連携し、対応します。	〈成果〉 DVに関する相談など、母子・父子自立支援員が随時の相談に対応するとともに、県の配偶者暴力支援センターや庁内関係課と連携し、支援に努めた。 〈課題〉 相談対応できる専門職が会計年度職員が中心であり、母子・父子自立支援員等の職員の資質向上を図る機会の充実が必要である。	〈具体的な取組〉 ・(再掲)引き続き、母子・父子自立支援員がDV相談等、相談者に寄り添った対応、庁内関係部署や警察、中央子ども家庭相談センター等の関係機関と連携し、支援を行う。	こども家庭相談課
男-77		性犯罪、性暴力への対策の推進	性暴力等防止に向けた意識改革	・「若年層の性暴力被害予防月間」(4月)等において、市広報やホームページ等を活用して、性暴力等を許さない社会意識の醸成を図ります。	〈成果〉 ・「若年層の性暴力被害予防月間」(4月)に、市広報やホームページを通して、啓発を行った。	〈具体的な取組〉 「若年層の性暴力被害予防月間」(4月)等において、市広報やホームページ等を活用して啓発を行う。	人権政策課

「第4次守山市男女共同参画計画」における施策事業の取組状況等調査票

資料-2

No.	基本課題	施策の方向	施策名	施策の内容	令和3年度の成果と課題	令和4年度の取組(事業内容・実施時期・数値目標等)	担当課/者
男-84	男女間のあらゆる暴力の根絶	セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント対策の推進と被害者支援	学校におけるハラスメントの防止	・学校において、ハラスメントに関する教育を行い、ハラスメントを許さない人権意識の形成に努めます。 ・教職員から生徒への、また教職員同士でのハラスメントを防止するため、研修会を実施し、予防啓発に努めます。	〈成果〉児童生徒、教職員の誰にとっても学校が安心・安全な場となるよう心がけ、人権意識の向上に取り組んだ。教職員のハラスメント対応の窓口を設け、対応できる体制をとっている。 〈課題〉教職員全員がハラスメントに対して共通に認識を持ち、互いに指摘し合える雰囲気づくりが必要である。	〈具体的な取組〉守山市教育委員会ハラスメント防止指針を作成し、各校園に周知している。ハラスメントのない風通しのよい職場環境づくりを目指し、研修会等を実施し、予防啓発に努める。	学校教育課
男-85			企業におけるハラスメントの防止	・ハラスメント防止に向けた啓発と研修会を実施します。 ・企業に対し、研修会の開催とハラスメントに関する相談担当者の設置を働きかけます。	〈成果〉滋賀労働局などと連携し、ハラスメント防止に関する啓発チラシの配布、ポスターの掲示を行った。 〈課題〉企業を対象に引き続き広く周知し、啓発することが必要。	〈具体的な取組〉セクシュアルハラスメント等により、ハラスメント防止の啓発と、相談をはじめとする社内の必要な体制整備等に努めるよう啓発を行っていく。	人権政策課
男-86			相談体制と被害者支援	セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントについて、市広報やホームページ等を活用し、広く市民に相談窓口を周知します。 ・ハラスメント被害の相談や通報に対し、関係機関と連携して迅速かつ慎重に対応するとともに、適切な情報管理を行います。 ・ハラスメント被害者へ適切な対応を行うために、関係職員の研修を実施し、資質向上に努めます。	〈成果〉「女性に対する暴力をなくす運動」期間等に庁内LANを通じてハラスメントは人権侵害行為であるとの認識が暴力根絶に向けた取り組みを推進した。 〈課題〉継続した啓発、また、定期的な研修会の実施が必要。	〈具体的な取組〉セクシュアルハラスメント等により「女性に対する暴力をなくす運動」期間等の機会を捉える等、庁内LANを用いて、周知啓発を行う。	人権政策課
男-87			市職員に対する研修等の充実	・ハラスメントに関する知識や相談窓口の周知など適切な情報提供を行い、市民からの相談に対応できるよう、職員の資質向上に努めます。	〈成果〉職員が相談しやすい環境を整えるため、守山市職員のハラスメント防止に関する規程に基づき、5名の相談員を設置し、年度初めに相談窓口の周知を行っている。 〈課題〉職場における妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント対策が事業主の義務となり、職場におけるハラスメント対策に継続して取り組む必要がある。	〈具体的な取組〉あらゆるハラスメントのない働きやすい職場づくりに向けて、職場内のコミュニケーションが円滑に行えるよう管理職のマネジメント研修を充実させて取り組む 【目標値】毎年度、相談員を設置することで、相談できる環境を整備する	人事課
男-94	性や健康への理解と健康支援	男女の生涯にわたる健康支援と相談機能の充実	健康づくりへの取り組み	・健康に関する正しい知識の普及と啓発を行います。 ・性別やライフスタイルに応じた健康教育・健康相談を実施します。	〈成果〉 ・母子健康手帳交付時、妊婦に対してたばこ・アルコールの胎児への影響を説明 ・小中学生(9小学校・4中学校)に対する防煙教育を実施 ・出前講座や新型コロナワクチン接種会場で健康啓発・相談機関の情報提供を実施 ・その他、自治会回覧などでコロナ禍における健康啓発を実施 〈課題〉ライフスタイルが多様化するなか、性別・年代に応じた効果的な啓発方法を実践していく必要がある。	〈具体的な取組〉 ・若い女性において罹患率が高いがん等の啓発動画を作成し、YoutubeやInstagramなどを通じて健康に関する正しい知識の普及啓発を行う。 ・新しい生活様式を踏まえ、対面・非対面・ハイブリッド方式での健康教育・健康相談を行うことで、健康に関する正しい知識の普及啓発を行う。 (例) ・対面事業: 小中学生への防煙教育、園や公民館での出前講座、公民館のほっとステーションなど ・非対面事業: Youtubeでの健康講座の配信、Zoomによる保健指導・健康相談の実施など	すこやか生活課
男-96	性や健康への理解と健康支援	母性保護と母子保健事業の充実	母性保護に対する理解の促進	・母性機能の重要性や母性保護への意識啓発に努めます。 ・女性特有の疾病に配慮し、健康管理への啓発に努めます。	〈成果〉 ○母性保護への啓発 ネウボロ面接時に、産前・産後休業などの母性保護ならびに母性健康管理の制度について啓発した。 ネウボロ面接 872人 ○女性特有の疾病への啓発 10か月健診、1歳6か月健診、2歳6か月健診、3歳6か月健診時に乳がん・子宮頸がん検診のチラシを配布し、受診勧奨を行った。 チラシ配布数 3,081部 〈課題〉 ・ネウボロ面接時には届出者に伝える内容が多いが、母性保護の啓発についても、分かりやすい啓発に努める。	〈具体的な取組〉 昨年度に引き続き、ネウボロ面接や乳幼児健診などの機会を活用し、啓発を行っていく。	すこやか生活課

「第4次守山市男女共同参画計画」における施策事業の取組状況等調査票

資料-2

No.	基本課題	施策の方向	施策名	施策の内容	令和3年度の成果と課題	令和4年度の取組(事業内容・実施時期・数値目標等)	担当課/者
男-97	性や健康への理解と健康支援	母性保護と母子保健事業の充実	母子保健事業の充実	・妊娠期から出産・育児に向けて切れ目のない支援を目指し、保健指導や相談事業を行います。	〈成果〉 ○ネウボウ面接 母子健康手帳交付時に保健師等によるネウボウ面接を行い、個別支援プランを作成するだけでなく、フォローの必要なハイリスク妊婦の把握・支援に繋げる。 ネウボウ面接 872人(うち要フォロー者 117人) ○新生児訪問 助産師または保健師が生後60日頃までの児の発達状態の確認と母の状態確認のために訪問。 新生児訪問件数 788件 ○乳幼児健診 乳幼児の身体の発達等について状況確認・指導等を行うが、あわせて保護者の確認を行い、適切な指導や相談につなげる。 乳幼児健診受診率 99% ○妊産婦への切れ目のない支援を考える会 妊産婦への適切な支援を行うことと、その関係者との関係づくりを目指すため、会議を開催。 R3年度は、ハイリスク妊婦と新生児期以降の関係機関との連携等について協議した。 〈課題〉 ・新生児訪問や乳幼児健診などは、コロナ以前の実施状況に戻ってきているため、引き続き感染対策に努めながら実施していく。	〈具体的な取組〉 ○昨年度に引き続き、ネウボウ面接時にフォローの必要な妊婦の把握に努め、医療機関との連携を密にし、適切な支援を行っていく。 ○新生児訪問については、感染症対策を十分に行いながら、できるだけ多くの訪問を実施し、特に気になるケースについては、早期にフォローできるように努める。 ○妊産婦への切れ目のない支援を考える会では、引き続き妊産婦への適切な支援を行うための方策について、関係者と協議を行っていく。	すこやか生活課
男-98		地域での支援体制の充実	地域活動への支援	・民生委員児童委員など地域活動のキーパーソンに対し、男女共同参画を学ぶ機会を提供し、地域における男女共同参画の意識を広げる活動を支援します。	〈成果〉 民生委員・児童委員について、新型コロナウイルスの感染状況を鑑みて、主に学区単位で人権学習を実施された。 〈課題〉 意識の継続のため、定期的な研修を続けていく必要がある。	〈具体的な取組〉 研修を継続的に行えるよう、研修テーマの推進を図り、市内以外の研修にも積極的な参加を呼びかける。	健康福祉政策課
男-99			防災計画や防災連連等への女性の参画の促進	・防災計画等に男女双方の視点、高齢者若者など多様な年齢層の視点を反映するよう努めます。 ・地域での自主防災組織の充実を図り、地方防災計画の策定を支援するとともに、防災訓練等への女性の参画を促進します。	〈成果〉令和3年度については、防災計画の改訂や新たな地区防災計画の策定はなかったが、吉身学区の地区防災計画に基づく訓練においては多くの女性の参加がみられた。また、地域では自主防災組織における女性消防隊を維持されるなど、女性の参画手段の継続に取り組んでいただいている。 〈課題〉現状の組織を維持することで精いっぱい、組織の拡大までは難しい状況である。	〈具体的な取組〉 地域の防災訓練など、身近なところから女性や青少年に参加してもらえるよう啓発を行う。また、市が主催する訓練等においても女性や若者が多く参加してもらえるよう要請する。	危機管理課
男-100	安心して暮らせる地域づくり		さまざまな分野への女性の参画の促進	・防災活動等の分野への、積極的な女性の参画を促進します。 ・女性リーダーの発掘と人材育成に努めます。	〈成果〉守山市消防団では守山サンレディース分団が女性消防団として活動しており、積極的に活動いただく中で、女性の防災分野での活動促進が行われている。また、市や各学区の広報を用いて積極的な団員募集を行っている。 〈課題〉女性消防団については、2名の欠員が生じている状態であること。	〈具体的な取組〉 女性リーダーとなる人材を発掘するためにも、女性消防団の定員を充足すべく、引き続き広報や自治会防災訓練に守山サンレディース分団長が出向く等して、積極的な新規団員獲得へ向けた勧誘を行う。	危機管理課
男-101		貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援	経済的自立に向けた取り組み	・ひとり親家庭等に対し、世帯や子どもの実情に応じた指導や相談を行い、関係機関との連携により働く場の確保や自立に向けた支援に取り組めます。	〈成果〉 ・8月の児童扶養手当現況届提出期間に合わせ、ハローワーク草津や滋賀県母子家庭等就業・自立支援センターと連携し、「ひとり親に向けた就労相談」を実施した。 ・教育訓練講座を受講された場合に給付金を支給する「自立支援教育訓練給付金事業」や資格取得支援のために専門学校等に修業された場合に給付金を支給する「高等職業訓練給付金等事業」など、ひとり親世帯の就業支援に取り組んだ。 R3 自立支援教育訓練 3件 高等職業訓練 3件 〈課題〉 経済的自立に向けたこれまでの取組の継続と雇用支援等の取組が必要であり、全庁的な取り組みが求められる。	〈具体的な取組〉 ・引き続き、8月の児童扶養手当現況届提出期間に合わせ、ハローワーク草津や滋賀県母子家庭等就業・自立支援センターと連携し、「ひとり親に向けた就労相談」を実施する。 ・「自立支援教育訓練給付金事業」や「高等職業訓練給付金等事業」を継続して実施するとともに、周知に努める。	こども家庭相談課

「第4次守山市男女共同参画計画」における施策事業の取組状況等調査票

資料-2

No.	基本課題	施策の方向	施策名	施策の内容	令和3年度の成果と課題	令和4年度の取組(事業内容・実施時期・数値目標等)	担当課/者
男-105	安心して暮らせる地域づくり	貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援	子ども・若者への支援	・貧困の次世代への連鎖を断ち切るため、貧困の状況にある家庭の子どもへの学習支援や生活面での支援を行います。	〔成果〕生活保護世帯や生活困窮世帯、ひとり親世帯の子どもに対して、貧困の連鎖を断ち切るため、基礎的な学力の向上と、基本的な生活習慣および社会性の育成を目的として、子どもの学習・生活支援事業を実施した。 〔課題〕実施場所が1か所のみ(浮気町)であり、事業拡大にあたり、対象者のニーズが把握できていない。	〔具体的な取組〕日常の相談業務やアウトリーチ(訪問)を実施していく中で、対象者のニーズ把握に努め、既存の支援制度を整理し見直していく。	生活支援相談課
男-106		高齢者の自立支援と社会活動への参画の促進	男性の生活的自立の促進	・家事・育児・介護等を男女がともに担う意識の醸成と技術習得に向けた研修会等への男性の積極的な参加を促します。 ・男性の料理教室など、男性向けの自主教室の支援と情報提供を行います。	〔成果〕子育て世代の男性を対象にした親子参加イベント(マジックショーと親子あそびの紹介)を実施し、男性の家事・育児参画の重要性について啓発を行った参加者:53組167人(オンライン) 〔課題〕子育て期以外の幅広い年齢層に対する啓発が必要。	〔具体的な取組〕男性の家事・育児・介護等の重要性について啓発する講演会を、多くの男性に参加いただけるよう親子イベント等工夫する中で、開催する。	人権政策課
男-108			社会活動への参画の促進	・住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、また高齢者も担い手となり活躍できるよう、交流、活動の場等、居場所づくりの推進に努めます。 ・シルバー人材センターや市社会福祉協議会等関係機関と連携し、就労やボランティア活動等、社会参加の場の拡大に努めます。	〔成果〕①すこやかサロン、いきがい活動ポイント事業 新型コロナウイルス感染症の影響により活動が制約される中、感染対策に留意してサロン等を開催することで、交流の場、閉じこもり防止、ボランティア活動の推進が図れた。 ・すこやかサロン 開催自治会 49自治会 ・いきがい活動ポイント 活動人数 延 1,503人 ②地域共生社会の実現 生活支援体制整備事業において、各学区の第2層協議体での協議をもとに、補助金を活用し、こみ出し支援等の生活支援ボランティアの取組が開始した。 ・いきいき活動推進補助金補助団体 5団体 〔課題〕①すこやかサロン、いきがい活動ポイント事業 新型コロナウイルス感染症の影響により、従来どおりの実施が難しい。 ②地域共生社会の実現 ・地域により、協議や取組が進みにくい状況がある。 ・元気な高齢者が活躍できる場の拡大、情報発信が必要	〔具体的な取組〕①すこやかサロン、いきがい活動ポイント事業 新型コロナウイルスの影響により、食事の提供や大人数での実施等、従来どおりの開催が難しいことから、感染対策への補助や活動についての支援を行い、交流の場づくり、ボランティア活動の充実を図る。 ②地域共生社会の実現 ・第2層協議体での、高齢者の生活支援に係る取組が実現、継続できるよう必要な支援を行う。 ・高齢者の主体的な活動を支援するための補助制度(いきいき活動推進補助金)について周知し、活動の立ち上げに対する財政的な支援を行う。 【目標値】 ・いきいき活動推進補助金 補助団体 10団体	長寿政策課
男-109			社会活動への参画の促進	・住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、また高齢者も担い手となり活躍できるよう、交流、活動の場等、居場所づくりの推進に努めます。 ・シルバー人材センターや市社会福祉協議会等関係機関と連携し、就労やボランティア活動等、社会参加の場の拡大に努めます。	〔成果〕住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護予防に取り組む通いの場に対して、自主的な活動の促進を支援した。また、イケオジケアメンプロジェクトでは、男性高齢者を対象に男性の社会参加を促進や地域包括支援センターとの関係作りを行う事業を開始した。 通いの場 78グループ イケオジケアメンプロジェクト 1回 参加者数14人 〔課題〕介護予防事業や家族介護教室への男性の参加者数の増加に努める必要がある。	〔具体的な取組〕引き続き介護予防に取り組む通いの場の活動の促進について支援する。また、イケオジケアメンプロジェクトを実施し男性介護者や、高齢者の社会参加の促進を支援していく。	地域包括支援センター
男-110			介護支援体制等の充実	・介護に関する支援と相談体制の充実を図ります。 ・判断能力が不十分な状態にある高齢者を対象に、地域福祉権利擁護制度等の活用への支援を行います。	〔成果〕自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な高齢者への支援を行うために、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の利用について相談や支援を行った。 相談件数:535件 〔課題〕今後ますます認知症高齢者の増加が見込まれるなか、判断力が低下した人を支援するため、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の周知啓発に努める必要がある。	〔具体的な取組〕・成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等の制度を必要とする人の利用につなげるよう、周知啓発を行う。	地域包括支援センター

「第4次守山市男女共同参画計画」における施策事業の取組状況等調査票

資料-2

No.	基本課題	施策の方向	施策名	施 策 の 内 容	令和3年度の成果と課題	令和4年度の取組(事業内容・実施時期・数値目標等)	担当課/者
男-111	安心して暮らせる地域づくり	社会的な援助を必要とする人への支援	生活支援と相談体制の充実	・日常生活における自立支援に努めます。 ・生活安定に必要な指導が適切に行えるよう相談体制の充実を図ります。	〈成果〉 ・国の「ひとり親子育て世帯生活特別給付金」を児童800人分支給した。 ・国の「ひとり親以外の子育て世帯生活特別給付金」を児童723人分支給した。 ・(再掲)経済的な支援が必要な場合等は、生活支援相談室へつなぐなど、関係部署・機関と連携し、利用できる制度の周知等の支援を行った。 〈課題〉 相談に対して、単独課では対応が難しい場合が多いため、庁内複数課で連携し、支援する必要がある。	〈具体的な取組〉 ・令和4年度についても、国の「ひとり親子育て世帯生活特別給付金」および「ひとり親以外の子育て世帯生活特別給付金」を支給する。 ・(再掲)引き続き、生活支援相談課等の関係部署・機関と連携し、支援を行う。	こども家庭相談課